

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等への意見一覧

この文書中では以下の略称を用いています。

規 則：保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）

区分命令：保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成 12 年総理府・大蔵省令第 45 号）

連結告示：保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成 23 年金融庁告示第 23 号）

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	総論	保険会社や保険持株会社が保有する子会社等についてのリスク計測や保険グループのマージン計測を精緻化することにより保険グループの財務健全性を測り、保険契約者保護に資することとする趣旨は理解している。しかしながら、会計においてはIFRS（またはIFRSとのコンバージェンスが図られた会計基準）の導入が想定され、また、IAISにおいてはグループベースの財務健全性規制が検討されており、今後、連結（グループ）の会計等の実務については大きな変更が考えられ、今般の実務対応に加え別途の実務対応が必要となることが想定される。その他、保険には、銀行におけるバーゼル規制のような国際的な統一基準が無いため、海外保険子会社からの本案において必要となる計数取得などに相応の実務対応が必要である。 このため、今般の連結ソルベンシー・マージン基準導入に際しては保険会社における実行可能性についての配慮（連結の範囲、リスク計測について他の簡便法の容認）をしてほしい。また、今後において規制見直し等がなされる場合には、適用開始までの準備期間の確保など十分配慮をしてほしい。	実務的に困難であることが予想される一部の事項については、より保守的な基準での簡便な算出方法を認めるなど、実行可能性について配慮しております。 また、今後において規制見直し等を行う場合にも、円滑な見直し実施に向けて十分に配慮することとします。
2	規 則 第 86	保険会社、保険持株会社及びその子会社等が有する土地が日	外国の土地については、海外当局が当

	条第1項第6号、第86条の2第1項第7号及び第210条の11の3第1項第7号	本国内の土地に限定されていることは、外国の不動産への投資の妨げになると懸念され、廃止されるべき。 また、外国当局の監督が及ばない非保険子会社が所有する外国の土地はどのように扱われるのか。	該外国の規制上、マージン算入を認めている場合には、連結ソルベンシー・マージン比率の計算においてもマージンに算入することが可能です。 他方、単体ソルベンシー・マージン比率では、これまでも日本国内の土地に限定した計算を運用上行っておりましたが、今回の連結規制導入を期にこれを明確化したものです。なお、単体の場合、外国の土地については、含み益がマージンとして算入されない一方で、含み損がマージンから控除されない取扱いに加え、外国の土地に係るリスク相当額も算出しないこととしているため、外国の不動産への投資が、現状と比較して阻害されることにはならないと考えます。 また、外国当局の監督が及ばない非保険子会社が所有する土地については、マージンへの算入又はマージンからの控除及びリスク相当額の算出対象となりません。
3	規則第86条の2第1項第1号及び第210条の11の3第1項第1号	マージン中、純資産の部の合計額から控除する「剰余金の処分として支出する金額」とは、グループ外に支出する金額との理解でよいか。	貴見の通りです。

4	規則第86条の2第1項第1号及び第210条の11の3第1項第1号	マージン中、純資産の部の合計額から控除する「のれんに類する額」とは、企業結合または連結処理に伴って発生する無形固定資産との理解でよい。	貴見の通りです。
5	規則第86条の2第1項第1号及び第210条の11の3第1項第1号	「資本金又は基金等の額」からは、のれん等を控除する必要はないのではないか。	企業連結時には多額ののれん等が発生する可能性を考慮し、今般の連結ソルベンシー・マージン規制の導入に際し、銀行規制と同様、資本金又は基金等の額から控除することとしたものです。 なお、単体ソルベンシー・マージン規制においては、短期見直し（平成22年金融庁告示第48号）において大幅な見直しを行ったところであるため、これまで同様の取扱い（のれん等を控除せず）のままですが、今後のソルベンシー・マージン規制の見直しの中で検討することとします。
6	規則第86条の2第1項第3号及び第4号並びに規則第210条の11の3第1項第3号及	外国保険業者に係る危険準備金・異常危険準備金の同等性の基準は主観的であり、各国の場合について解釈が要求される。これらの基準は解釈に左右される主観的な法令上の同等性ではなく、当該準備金の目的や役割及び当該外国での営業に係る準備金との類似性に基づき判断できる、客観的な実質上の同等性に変更されるべき。	外国保険業者に係る準備金が、危険準備金又は異常危険準備金と、目的や役割及び当該外国での営業にかかる準備金と類似性がある場合には、規則第86条の2第1項第3号及び第4号において「同様の額」とすることができるとして取り扱うものであり、必ずしも主観的なものではないと考えます。

	び第4号		
7	連 結 告 示 第1条	改正案においては原則、金融子会社については連結財務諸表規則における重要性の原則を適用しないこととされているが、非連結子会社の取扱いについては以下の点を踏まえる必要があると考える。 ・ 生命保険会社における連結財務諸表監査では、連結範囲の決定において金融業務を営む子会社等の判断は厳格に行われており、質的・量的重要性をもった子会社であれば、既に連結対象とされている。 ・ 今後導入が想定されるIFRSにおける連結の範囲は全部連結に近いものであり、今般の実務対応と2段階に分けて対象が広がることとなる。また、IAISにおいてもグループベースの財務健全性規制が検討されている状況である。 ・ 本案では、ほぼ全ての子会社について連結決算作業が必要であるが、各子会社における決算業務の態勢整備等に相応の準備期間、コストを要する。	昨今の金融危機の教訓等を踏まえ、連結ソルベンシー・マージン規制においては、金融子会社に関してはより網羅的にリスクを把握することとしております。そのため、会計上では重要性の原則の適用対象となる金融子会社であっても、当該子会社のリスク相当額を計算することとなります。 なお、リスク相当額の計算や計算に必要な情報を取得することが困難な場合など合理的な理由がある場合には、連結ソルベンシー・マージン比率の計算が実務上困難であるとして、当該子会社に対する資本調達手段を自己資本から控除することにより、リスク相当額の計算に代えることができます。
8	連 結 告 示 第1条	改正案において、金融子会社について重要性の原則（連結財務諸表規則第5条第2項）を適用しないことが困難である場合は会計同様に非連結とすることができることとされているが、これらの点を踏まえ例えば以下についても検討してほしい。 ・ IFRS導入や会計基準のコンバージェンスの動向を踏まえて、当分の間金融子会社について重要性の原則を認めることとし、非連結の金融子会社については出資相当額をマージンから控除することで対応する。 ・ 重要性の乏しい金融関連業務・従属業務を専ら営む会社（保険業法第106条第1項第12号）や計測されるリスクが軽微な子会社については重要性の原則を認めることとし、	

		非連結の場合出資相当額をマージンから控除することで対応する。	
9	連結告示第1条	銀行グループの健全性（自己資本の充実度）については、別途金融庁告示により「連結自己資本比率」算出が求められており、銀行グループ傘下の保険子会社は、その算出対象外となっている。連結ソルベンシー・マージン計測においても、銀行子会社は連結の範囲に含めないこととしてはどうか。	連結ソルベンシー・マージン規制においては、昨今の金融危機において保険グループ内の非保険子会社が大きなリスクを抱えていた事例などを踏まえ、異なるリスク構造を持つ金融機関についても網羅的にリスク把握を求めることとしております。これは、銀行子会社のリスク相当額についても同様です。
10	連結告示第1条	銀行グループの健全性（自己資本の充実度）については、別途金融庁告示により「連結自己資本比率」算出が求められているが、ここでは保険子会社を連結していない。同様に、連結ソルベンシー・マージンの計算においても銀行子会社を連結の範囲に含めないこととしてはどうか。ソルベンシー・マージン比率はあくまでも保険会社向けの指標であるため、リスク特性が大きく異なる銀行を連結すると比率が歪むおそれがある（連結自己資本比率に保険会社を連結する場合も同様。）。連結自己資本比率から保険会社が外れ、連結ソルベンシー・マージン比率から銀行が外れていても、連結自己資本比率と連結ソルベンシー・マージン比率の両者を見ることによりステークホルダーはグループのリスクをもれなく把握することができるのではないか。	なお、連結ソルベンシー・マージン比率の計算において保険以外の金融機関について把握することを求めているリスク相当額は資産運用リスク（価格変動等リスク、信用リスクなど）に係るものであり、保険会社の保有するリスクと、リスク特性が必ずしも大きく異なるものではなく、この場合の業態間での歪みは小さいと考えます。
11	連結告示第1条	銀行子会社も連結範囲に含まれることとされているが、銀行の健全性規制である「連結自己資本比率」算出においては保険子会社が連結の範囲に含まれておらず、監督上の整合性がとられていないのではないかと。また、ソルベンシー・マージン比率と銀行業における自己資本比率ではリスクの評価方法が異なっており、連結する数値間での平仄が合わないこととなる。については、連結ソルベンシー・マージン比率においても、銀行子	なお、今回の規制導入についてはステークホルダーがグループのリスクを把握することのみを目的としておらず、監督上、グループ内のリスクを早期に定量的に把握することも目的としていることに留意が必要です。

		会社を連結の範囲に含めないこととしてはどうか。	
12	連結告示第1条	保険リスク計測については、連結される子法人等について計測を行うものであり、持分法適用会社の保険リスクは計測する必要が無いとの理解でよい。	持分法が適用される保険会社については、当該保険会社に対する資本調達手段を自己資本から控除することにより、リスク相当額の計算に代えることができます。
13	連結告示第1条	保険持株会社Aが保険会社Bを子会社にもち、保険会社Bが保険会社Cを子会社に持つ場合、保険持株会社Aを頂点とするグループの連結ソルベンシー・マージン計算は必要だが、保険会社Bを頂点とするグループの連結ソルベンシー・マージン計算は不要との理解でよい。	例示のA及びBが日本で認可を受けた保険持株会社及び保険会社である場合には、両方が連結ソルベンシー・マージン比率の計算が必要となります。
14	連結告示第1条	保険持株会社を頂点とするグループ内に存在する保険会社に関して、当該保険会社を頂点とするグループについては規制の対象外との理解でよい。	日本国内で免許を受けた保険会社を頂点とするグループについては、全て規制の対象となります。
15	連結告示第1条	連結ソルベンシー・マージン規制の規制対象は、保険持株会社及び保険会社を頂点とする全てのグループとされているが、ここでいう保険持株会社には外国の法令に準拠して設立されたものを含まないとの理解でよい。	外国の法令に準拠して設立された保険持株会社は、日本国内の保険持株会社としての認可を受けていない限り、連結ソルベンシー・マージン規制の規制対象には含まれません。
16	連結告示第1条	保険会社が他の保険子会社を有し、かつ保険持株会社の子会社となっている場合、当該保険会社は連結ベースの財務健全性基準の規制対象とする必要はないのではないか。	保険会社は自身が保険契約を引き受けているため、保険持株会社に比べ、より厳格な取扱いとすることが適当であると考えます。
17	連結告示第1条	金融子会社については連結財務諸表規則における重要性の原則を適用しないこととされているが、これは会計上の連結財務諸表について重要性の原則を適用しないということではなく、連結財務諸表の再作成を行わず、会計上の連結財務諸表(重	連結ソルベンシー・マージン比率を計算するための新たな財務諸表の作成を求めるのではなく、会計上の連結財務諸表上の諸数値に対して必要な調整を行う

		要性の原則適用) に対して非連結金融子会社にかかる部分について合理的な調整を行ったうえで連結ソルベンシー・マージンを算出できるとの理解でよい。	ことにより連結ソルベンシー・マージン比率を算出することができます。
18	連結告示第1条	決算期の異なる子会社がある場合に、連結財務諸表作成と同様に、子会社の決算日と連結決算日の3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結ソルベンシー・マージン比率を計測してよい。	その方法を用いて構いません。
19	連結告示第2条第5項及び第8項	保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段の合計額並びに期限付劣後債務の算入限度額は、「連結中核的支払余力又は単体中核的支払余力のいずれか小さい額」ではなく、「連結中核的支払余力」とすべき。	連結ソルベンシー・マージン比率は連結財務諸表に基づき計算することとしておりますが、連結中核的支払余力のみを基準とした場合、保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額のうち、単体ソルベンシー・マージン規制で算入不可とされた部分が連結ソルベンシー・マージン規制で算入されてしまうおそれがあります。 そのため、単体中核的支払余力（各連結保険子会社の単体ソルベンシー・マージン規制における中核的支払余力の合計額）の概念を導入し、いずれか小さい額を基準とするのが適当と考えます。
20	連結告示第3条	銀行、証券の健全性規制において認められている金融業務を営む関連法人等についての比例連結の取扱いを認めてほしい。	今後のソルベンシー・マージン規制の見直しの中で検討することとします。
21	連結告示第3条第1項第1号	保険グループ内の出資等は、連結貸借対照表上では相殺消去されていることから、連結告示第3条第1項第1号に規定される「他の保険会社等（保険会社若しくは保険持株会社又は少額短期保険業者若しくは少額短期保険持株会社をいう。）」には、当	保険グループ内において、連結することにより出資等が相殺消去されるグループ会社に対する資本調達手段は、連結告示第3条第1項第1号に規定する意図的保

		該保険グループ内の保険会社等が含まれないという理解でよい か。	有の対象にはなりません。
22	連 結 告 示 第3条第1 項第2号ハ	保険会社等が保有する金融業務を営む関連法人等の資本調 達手段についてはマージンから控除することとされているが、 控除する金額は連結貸借対照表に計上されている金額との理 解でよいか。	貴見の通りです。
23	連 結 告 示 第4条	連結される子法人等については、マージンとして少数株主持 分が含まれることから、出資割合に関わらず、連結される会社 が保有する保険リスクを計測するとの理解でよいか。	出資割合に関わらず、リスクの全額を 計測していただくことになります。
24	連 結 告 示 第4条	例えば、海外規制を参照する場合に、米国RBC規制のように 年1回の算定であるケースも考えられるため、中間業務報告書 における連結ソルベンシー・マージンについては、年度始の計 数を使用するといった簡便法を容認してほしい。	合理的な理由がある場合には、既存の 情報のうちの最新のものをを用いることが できます。
25	連 結 告 示 第4条	海外保険会社等のリスクの計測については、海外規制に基づ くリスク量を用いることを認めているが、海外保険会社が内部 モデルにより海外規制以上のリスク量を計測している場合は、 その使用を認めてほしい。	内部モデルについては、巨大災害リス クに係るものを除いて、現行では審査基 準等が確立しておらず、その内容や計測 手法の妥当性等を判断できないことから、 現時点では慎重に検討していくべき と考えております。 なお、貴重なご意見として今後のソル ベンシー・マージン規制の検討材料とし ます。
26	連 結 告 示 第4条第6 項等	価格変動等リスク等について、「他の法令の規定に基づく方 法により価格変動等リスク相当額と同様の額を算出している 場合」には、他の規制を参照できることとなっているが、これ は他の規制において、信頼水準など計測基準が同一の場合とい うことではなく、同種のリスク相当額を計測している場合に参	貴見の通りです。

		照できるとの理解でよい。	
27	連結告示 第4条第6 項等	銀行規制に基づく方法によりリスク相当額を計測する場合（国内基準行含む）には、以下をリスク相当額として加算するとの理解でよい。 ・ 「信用リスク・アセットの額の合計額」×8% ・ 「マーケット・リスク相当額の合計額」（計測していない銀行は、ゼロ） ・ 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額」	たとえば、銀行の自己資本比率規制（平成18年金融庁告示第19号）に基づく分母の額（第2条、第25条等）を使用する場合には、基本的に国際統一基準行、国内基準行に関わらず、分母の計算方法は同じであることから、リスク量はいずれの銀行でも変わらないものと考えます。したがって、こうした考え方に基づき、ソルベンシー・マージン比率のリスク相当額を計算することが妥当と考えます。 なお、開示情報に関わらず、各健全性規制において算出されたリスク額に基づき計算することが適当と考えます。
28	連結告示 第4条第6 項等	銀行子会社のリスク計測が必要な場合、銀行子会社が決算時に公表している連結所要自己資本額（国内基準行と国際統一基準行では基準が異なる。）をそのまま利用できるという理解でよい。仮にこの取扱いが認められずに基準の統一が必要となる場合は、国際統一基準の信頼水準は99.9%であり、ソルベンシー・マージン規制の信頼水準である95%から大きく乖離しているため、国内基準を採用してほしい。	
29	連結告示 第4条第6 項等	仮に銀行子会社を連結範囲に含める場合、そのリスク相当額の計測は、各銀行が現行の健全性規制に基づき「自己資本の充実度に関する事項」として開示している、「所要自己資本額」を加算することが、開示の整合性の観点等から適当ではないか。 ・ 信用リスク：リスク・アセット×8%（国内基準行は4%） ・ マーケット・リスク（計測していない銀行は、ゼロ） ・ オペレーショナル・リスク	
30	区分命令 第3条及び 第6条	区分命令において、連結ベースの実質資産負債差額（区分命令第3条第2項に定める額）の計測が必要となるが、これは金融子会社に対して連結財務諸表規則における重要性の原則を適用している会計上の連結貸借対照表ベースにて計測するとの	貴見の通りです。

		理解でよいのか。	
31	区分命令 第6条	保険持株会社の配当及び役員賞与等の禁止又はその額の抑制、並びに非保険子会社の株式又は持分の処分の命令は保険持株会社の保険子会社の財務の健全性にどのように貢献するのか。 また、これらの措置は、株主配当及び役員賞与の禁止又はその額の抑制が、外国の法令に抵触し、執行不可能になり得る点に留意した上、外国の法令に準拠して設立された保険持株会社に対しても適用されるのか。 保険持株会社及びその保険子会社等は別法人であることから、上記禁止又は抑制的措置が、直ちに保険子会社への資本の流入につながるものではなく、保険契約者の保護につながり得ないものと考えられ、本規制案の目的を達成しないのではないのか。 保険会社については類似の規制が導入されているが、保険持株会社の場合、役員賞与及び株主配当の禁止は、保険契約者保護という本規制案の目的にそぐわない、処罰的措置になるのではないのか。	一般論として、配当及び役員賞与等の禁止又はその額の抑制は保険グループ全体のマージンの充実につながり、財務状況の悪化した子会社を保険グループから切り離すことは保険会社からの利益流出のおそれを解消することとなるため、保険契約者保護に貢献するものと考えますが、実際に命令を発する場合には、法令の定めにより、個別の状況を踏まえた実効性のある命令を発することとなります。 なお、外国の法令に準拠して設立された保険持株会社は、日本国内の保険持株会社の認可を受けていない限り、連結ソルベンシー・マージン規制の規制対象には含まれません。
32	その他	保険持株会社における適用の開始は、少なくとも2013年3月まで延長すべきではないか。従前、保険持株会社は、連結ソルベンシー・マージン比率の計算にかかわる実務経験を持っておらず、遵守を確保するためにリソース及び知識を蓄積することが必要となることから、保険持株会社にとって新たな事業運営上の負担となる。	保険持株会社におけるマージンの充実及びリスク管理の厳格化の観点から、連結ベースでの規制は速やかに導入される必要があるため、2012年3月末からの導入とします。 なお、実務的に困難であることが予想される一部の事項については、より保守的な基準での簡便な算出方法を認めております。

33	その他	保険会社向けの総合的な監督指針における「資本の安定性・適格性等のチェック（Ⅲ-2-18-2）」、「意図的な保有」控除のためのチェック（Ⅲ-2-18-3）」等については、連結ソルベンシー・マージン計測についても同様に適用されるとの理解で良いか。	貴見の通りです。
----	-----	---	----------

<以上>